

議事要旨(3) IASB公開草案「子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社への相場のある投資の公正価値測定」へのコメント対応

冒頭、関口常勤委員より、IASB 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(以下「本 ED」という。)について、概要の説明がなされ、その後、宮治専門研究員より[審議事項(3)]に基づき本 ED の概要及びコメント(案)について詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - コメント(案)について、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する投資は取得原価で測定すべきであるという主張がされている一方、IFRS 第 10 号の改訂提案に関しては公正価値測定を支持しているような記載があり、矛盾があるように思われるが如何か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 個別財務諸表における子会社等に対する投資については公正価値による測定は適切ではないのに対し、投資企業が保有する子会社等への投資については売却による出口戦略を有することが想定されていることから、公正価値による測定の方が適切と考えており、投資企業であるか否かで取扱いは異なると考える。

- ある委員より、次の質問があった。
 - 個別財務諸表における子会社及び関連会社の評価に関して、どのような測定が目的適格的であるか否かは、個別財務諸表の目的が何かということに依存すると考えられるが、IFRS の下で個別財務諸表を作成する場合にはどのような目的を想定していると考えられるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IAS 第 27 号「個別財務諸表」は、他の IFRS の基準と同じく、一般目的の財務報告(自己の特別な情報ニーズに合わせた財務報告の作成を企業に要求する立場でない利用者のニーズを満たすことを意図した財務報告)のための基準であり、例えば、特定の配当規制に準拠した財務報告のようなものが想定されている訳ではないと考えられる。

以上